

昭和三十年六月から昭和四十五年一月まで

上昇気流に乗る

所得税法の一部改正案について

自由党を代表して行った所得税法を改正する
案件外二件に対する衆院本会議での賛成討論
昭和三十年六月二十三日付官報（号外）所載

大平正芳君　私は、自由党を代表いたしましたので、ただいま議題となりました所得税法を改正する案件外二件に関する委員長報告に対し、賛成の討論を行わんとするものであります。

政府今次の税制改正案は、自由党内閣時代の税制調査会の答申の線に沿いつつ、主として低額所得者の課税軽減、資本の蓄積に対する税制上の保護を發展せしめたものであ

りまして、いわば自由党内閣の租税政策の大体を踏襲したものと云うことができます。

民主党内閣は、組閣以来、その施政に、自由党のやり方に対する反対テーゼを打ち出した、あるいは少くとも若干の新味を織り込みたいという焦燥にかられて、相当の苦心を重ねられた形跡が見られるのであります。もちろん、新規を追うこと自体は、一がいこれを非難するに当たらないのであります。民主党内閣の施政のあるものは時日の経過とともにだんだん色あせたものとなり、あるものは当初のねらいや言明から相当の後退を余儀なくされ、ようやくにして世論の批判を浴びつつある現状であります。しかるに、こと税制に関する限りにおきましては、民主党内閣は、過度に新規を追い求めることなく、本筋におきまして自由党内閣の敷設した軌道を地道に歩むつとしておること

に対し、私は、わが国の租税政策の安定という観点から、一応これを了とするものであります。

所得税におきましては、今次の改正により各種控除の引き上げ、税率の引き下げ等によりまして、納税人員は、平年度、給与所得者におきまして約七十万、申告納税者におきまして約十六万五千人を減少し、かつ、夫婦子三人の標準世帯におきましては、給与所得者については二十二万六千四百円、申告納税者にありましては十八万五千円まではそれぞれ無税となり、税務行政の簡素化と低額所得者の負担軽減に資するところは僅少でないと思つて、この点は一、段と前進し、納税者はさらに三十八万人減少し、給与所得者の免税限度は平年度におきまして実に二十三万一千二百五十円となり、自由党が公約として掲げておりました月給二万円までの無税という線がこの際ほぼ実現を見たのであります。

法人税におきましては、基本税率を二%引き下げるとともに、輸出所得控除限度の拡張を期し得たことも、わが国の経済の現状に照らし、おおむね了解のできる改正であると思つております。

預貯金、公社債等の利子に対する税制上の優遇措置は、

本来、インフレの段階におきまして相対的に不利な確定利付貯蓄を保護し、国民貯蓄の増強を期する場合において、実効性のある政策であります。しかるに、今日わが国の経済がようやく反動的デフレの様相を帯び、かつてのデフレ期によく見られましたように、近來預貯金の形態をとる蓄積が現行の政策のもとにおきましても顕著な躍進を遂げていることは、統計の示すところであります。かかる段階における預貯金利子課税減免の政策的効果は、かつてのように、これを高く評価することはできないのであります。しかし、たとえば、銀行預金の残高が今なお戦前の半ばにすぎず、銀行や企業がオーバー・ローンの症状からいまだ脱却するに至らない現状におきましては、ここしばらく時限立法をもつてその免税を認めることも、またやむを得ないところであると思つております。

しかしながら、今回の政府原案を通観いたしました、われわれは、その基本的構想におおむね共感を覚えつつも、なお相当の修正を試みる必要を痛感し、自民両党の共同修正という形で、われわれの主張の一部を貫徹、具現することに成功をいたしたのであります。

この修正案の骨子は、所得税における選択的経費控除制度の創設、利子所得免税との権衡をはかるための配当所得

の優遇措置、未亡人、不具廃疾者等に対する控除額の引き上げ、低額法人所得に対する法人税の軽減等でありまして、平年度百四十一億円の追加減税を伴うものであります。なれども、先づ選択的経費控除制度は、今日社会保険に加入していない、あるいは、加入していても、当然受くべき税法上の控除の恩典を、人手や知識の不足、記帳の不備等によつて現実に受けていない農民、中小企業者あるいは未組織の恵まれない勤労者に対し、その所得の五%、一万五千元までを、社会保険料、医療費、災害等の場合の雑損の控除にかえて、これを認めようとする新しい制度であります。特に低額所得者、未組織の勤労大衆に今回の修正案がもたらす新しい福音であると確信するものであります。

もとより、現行の税制は、これらの改正ないしは修正によりまして、租税本来の原則に照らし、なお多くの問題を残してあることを私は否定しようとは思いません。今日わが国の租税負担は依然として重いと云わなければなりませんし、特に税制の平常化という観点から、すでに指摘されましたように、各種の特別減税措置、利子免税、配当所得の優遇等には異論を差しささむべき余地が十分あり、なるべく早い機会に税制の平常化をはかりたいという念願において、われわれは決して人後に落ちる者ではありません。

しかしながら、申すまでもなく、現実の日本の税制は、日本経済の構造に対応するものであり、かつ、現実の財政需要充足の任務をになつておるのであります。抽象的租税理論がいかに首尾一貫してありましても、かかる現実の条件から遊離せる立論であるにおきましては、それは結局空論に墮することになります。

今日の日本の経済が今なお正常な国民経済のあり方からほど遠いものでありますことは、だれ人も否定することができない事実であり、その根本の欠陥は資本の欠乏と輸出の不振という点に象徴的に表現されていることも、一般に認められているところであります。なるほど、敗戦による混乱期から今日に至るまで、国民は、よく勤労と貯蓄に耐え、資本の蓄積と輸出の増強にかなりの実績を上げ、国民の生活水準もようやく戦前の水準を突破することができたのであります。しかし、かかる生活水準の向上は、決して安定した経済基盤の上にささえられ十分の弾力を保ちつつ維持されているものでないことも、いなむことができない事実であります。資本の蓄積と輸出の伸張とを通じまして、経済の正常化、雇用の増大、消費水準の維持向上をはかることこそ、わが国の当面せる緊切なる課題でありまして、税制もまたこの至上の要請に奉仕することが当然その使命

であると申さねばなりません。そのためには、ある程度また一定の制限を限って本来の租税原則を犠牲に供することは当然是認ざるべきものと考えるのであります。私は、かかる条件を度外視して、租税の公平原則を一がい固執している諸君が、この点に關し—そのの理解と熱意を深められ、ひいては財政經濟政策の賢明な運用を通じて広範な勤労大衆の生活向上に真剣な配慮を払われんことを衷心希求してやまない次第であります。

最後に、われわれが提案いたしました選択的經費控除制度に対し、社会党が、この制度が、すでに社会保険により手厚い保護を受けている主として大組織を持つ勤労層に対するよりも、未組織の勤労者や中小企業者、農民等に対してより大きい恩典を及ぼす点を指摘しつつ、この制度を非難しておりますことは、私の最も了解に苦しむところであります。(拍手) 強大な組織力を持ち、争議権の発動に訴えても、みずからの利益を戦い取ることができ、同時に社会保険その他の福利施設による保護におきまして相当の充実を見ておる大組織勤労層は、今日の日本の現状におきましては、相対的に恵まれた階層であると申して差しつかえないと思います。(拍手) われわれの今次の提案は、もちろん、それらの人々の既得権を剥奪しようとするものでは

決してなく、なおその不備をも補わんとするものであります。ただ、今日、これら比較的に恵まれた階層に比し、人手や知識の不足、記帳の不備等のため、当然受くべき税法上の恩典からとびらを閉ざされている恵まれざる未組織の勤労大衆がなお二百万人の多きに達しておる事実注目しなければならぬと思えます。(拍手) われわれは、その現状を黙視するに忍びず、かかる經費の概算控除の制度を創設し、これらの人々に税法上の恩典に浴する道を開かんとするものであります。私は、社会党がともすれば大組織を持つ労働者の利益擁護を偏重しがちであるという世間の批判を一掃する上から見ても、この制度に対し社会党の諸君の共感と同調を期待してやまない次第であります。

以上をもちまして私の討論を終わります。(拍手)